

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案要綱

第一 改正の趣旨

基礎年金の国庫負担割合については、平成二十一年度までの間の別に法律で定める年度（以下「特定年度」という。）において二分の一とされることを踏まえ、平成十九年度以降における国庫負担の割合を引き上げること。

第二 国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正の要点

一 平成十九年度から特定年度の前年度までの間において、国庫は、国民年金制度に係る基礎年金の給付に要する費用の三分の一に加え、当該要する費用の千分の三十二を負担すること。（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号）附則第十三条第七項関係）

二 平成十九年度から特定年度の前年度までの間において、国庫は、厚生年金保険制度に係る基礎年金拠出金の額の三分の一に加え、当該額の千分の三十二を負担すること。（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号）附則第三十二条第六項関係）

第三 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正の要点

国家公務員共済組合制度について、第二の改正に準じた改正を行うこと。（国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三百十号）附則第八条第六項関係）

第四 私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の一部改正の要点

私立学校教職員共済制度について、第二の改正に準じた改正を行うこと。（私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三百三十一号）附則第二条第六項関係）

第五 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正の要点

地方公務員共済組合制度について、第二の改正に準じた改正を行うこと。（地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三百三十二号）附則第八条第六項関係）

第六 施行期日等

- 一 この法律は、平成十九年四月一日から施行すること。
- 二 その他所要の規定の整備を行うこと。